

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【公開番号】特開2009-204590(P2009-204590A)

【公開日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-036

【出願番号】特願2008-50147(P2008-50147)

【国際特許分類】

G 0 1 C	21/00	(2006.01)
G 0 8 G	1/005	(2006.01)
G 0 9 B	29/00	(2006.01)
G 0 9 B	29/10	(2006.01)
H 0 4 W	4/02	(2009.01)
H 0 4 W	52/02	(2009.01)
H 0 4 W	88/02	(2009.01)
H 0 4 W	64/00	(2009.01)

【F I】

G 0 1 C	21/00	Z
G 0 8 G	1/005	
G 0 9 B	29/00	A
G 0 9 B	29/10	A
H 0 4 Q	7/00	1 0 3
H 0 4 Q	7/00	4 2 4
H 0 4 Q	7/00	6 4 2
H 0 4 Q	7/00	5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月28日(2011.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バッテリによって駆動されるナビゲーション機器において、

現在地から目的地までの経路上の分岐路において経路誘導画面によりユーザを誘導する経路誘導手段と、

前記現在地から前記目的地までの所要時間を演算する所要時間演算手段と、

前記バッテリの残容量を検出する検出手段と、

前記検出手段によって検出された前記バッテリの残容量に基づいて、前記所要時間、前記バッテリにより前記経路誘導手段が駆動可能か否かを判定する判定手段と、

前記判定手段によって、前記所要時間、前記バッテリにより前記経路誘導手段が駆動可能でないと判定されたとき、前記バッテリの電力消費を抑制する省電力処理を起動する省電力化処理手段とを備えることを特徴とするナビゲーション機器。

【請求項2】

請求項1に記載のナビゲーション機器において、

前記省電力化処理手段によって省電力処理が起動されると、前記経路誘導画面を非表示とし、前記分岐点までの距離が所定の値まで接近したとき前記経路誘導画面の表示を再開

し、当該分岐点を通過したとき前記経路誘導画面を再び非表示とすることを特徴とするナビゲーション機器。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載のナビゲーション機器において、  
前記経路誘導手段による経路誘導処理以外の各種処理を行う処理手段と、  
前記省電力化処理手段によって省電力処理が起動されると、前記処理手段による前記経路誘導処理以外の処理を中断し、もしくは禁止する中断／禁止手段とをさらに備えることを特徴とするナビゲーション機器。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載のナビゲーション機器において、  
前記検出手段によって検出された前記バッテリの残容量が所定値以下になったとき、前記経路誘導画面に表示されている経路誘導画面データを記憶媒体に記憶する記憶制御手段と、  
前記記憶媒体に記憶した前記経路誘導画面データをユーザの指示にしたがって呼び出し前記経路誘導画面の表示を再開する再開手段とを備えることを特徴とするナビゲーション機器。

【請求項5】

請求項4に記載のナビゲーション機器において、  
前記記憶媒体に記憶した前記経路誘導画面データを他の機器へ転送する転送手段を備えることを特徴とするナビゲーション機器。

【請求項6】

請求項5に記載のナビゲーション機器において、  
前記転送手段は、前記経路誘導画面データを他の機器へ転送することをユーザに促す案内画面を表示する表示制御手段と、前記ユーザがデータ転送を指令する指令手段とをさらに含み、前記案内画面の表示後に前記指令手段から前記データ転送の指令が出力されると前記経路誘導画面データを他の機器へ転送することを特徴とするナビゲーション機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】ナビゲーション機器

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

(1) 請求項1の発明によるバッテリによって駆動されるナビゲーション機器は、現在地から目的地までの経路上の分岐路において経路誘導画面によりユーザを誘導する経路誘導手段と、現在地から目的地までの所要時間を演算する所要時間演算手段と、バッテリの残容量を検出手段と、検出手段によって検出されたバッテリの残容量に基づいて、所要時間、バッテリにより経路誘導手段が駆動可能か否かを判定する判定手段と、判定手段によって、所要時間、バッテリにより経路誘導手段が駆動可能でないと判定されたとき、バッテリの電力消費を抑制する省電力処理を起動する省電力化処理手段とを備えることを特徴とする。

(2) 請求項2の発明は、請求項1に記載のナビゲーション機器において、省電力化処理手段によって省電力処理が起動されると、経路誘導画面を非表示とし、分岐点までの距離が所定の値まで接近したとき経路誘導画面の表示を再開し、当該分岐点を通過したとき

経路誘導画面を再び非表示とすることを特徴とする。

(3) 請求項3の発明は、請求項1または請求項2に記載のナビゲーション機器において、経路誘導手段による経路誘導処理以外の各種処理を行う処理手段と、省電力化処理手段によって省電力処理が起動されると、処理手段による経路誘導処理以外の処理を中断し、もしくは禁止する中断／禁止手段とをさらに備えることを特徴とする。

(4) 請求項4の発明は、請求項1乃至3のいずれか1項に記載のナビゲーション機器において、検出手段によって検出されたバッテリの残容量が所定値以下になったとき、経路誘導画面に表示されている経路誘導画面データを記憶媒体に記憶する記憶制御手段と、記憶媒体に記憶した経路誘導画面データをユーザの指示にしたがって呼び出して経路誘導画面の表示を再開する再開手段とを備えることを特徴とする。

(5) 請求項5の発明は、請求項4に記載のナビゲーション機器において、記憶媒体に記憶した経路誘導画面データを他の機器へ転送する転送手段を備えることを特徴とする。

(6) 請求項6の発明は、請求項5に記載のナビゲーション機器において、転送手段は、経路誘導画面データを他の機器へ転送することをユーザに促す案内画面を表示する表示制御手段と、ユーザがデータ転送を指令する指令手段とをさらに含み、案内画面の表示後に指令手段からデータ転送の指令が出力されると経路誘導画面データを他の機器へ転送することを特徴とする。